

労働契約法改正に伴う総合科学技術会議等の動き

平成 24 年

- 3 月 26 日 山中伸弥教授（京都大学 iPS 細胞研究所所長）による古川大臣への表敬訪問において、山中教授から労働契約法の改正が研究現場で様々な不安の声を生んでいる旨を発言
- 4 月 19 日 科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術会議有識者議員との会合（以下「大臣・有識者会合」という。）において、労働契約法の改正について、関係省、大学関係者等から意見聴取
（内容）
1. 法改正の趣旨説明
厚生労働省労働基準局労働条件政策課長 田中 誠二
 2. 有期雇用の現状（経営側及び現場の管理者の視点）
国立大学法人東京大学副学長（同大学院教授）五神 真
 3. 有期雇用の現状（現場側の視点）
国立大学法人東北大学大学院 准教授 住井英二郎
 4. 有期雇用の現状（現場側の視点）
近畿大学医学部講師 榎木 英介
- 5 月 31 日 大臣・有識者会合において、労働契約法の改正案に関して、科学技術イノベーション政策の観点から取り組むべき課題を洗い出し、必要と考えられる対応の方向性をとりまとめた「労働契約法の改正案について」を公表
- 8 月 10 日 「労働契約法の一部を改正する法律案」（平成 24 年法律第 128 号）を公布・施行（ただし、第 18 条及び第 20 条の規定については平成 25 年 4 月 1 日施行）
- 9 月 19 日 国立大学協会主催で説明会を開催
- ・改正労働契約法に関する国立大学法人等からの質問（第一稿）
（厚生労働省労働基準局労働条件政策課・監督課監修）
 - I 無期転換の考え方
 - II 任期法との関係性
 - III 解雇事由
 - IV 有期契約の期間（労基法関係）
 - V その他

- 10月18日 大臣・有識者会合において、山中教授より研究所の職員の約9割が有期雇用である現状等について発言
- 11月2日 第105回総合科学技術会議本会議において以下を発言
 - ・山中教授より「研究支援人材を安定的に雇用できる仕組みを作って頂きたい」旨を発言
 - ・総理より「大学などにおいて、研究環境の大胆な改革を進め、必要な研究支援人材群の確保を進めること」を指示
 - ・三井厚生労働大臣より「改正労働契約法の趣旨が理解されるよう、大学等に対して丁寧に説明する」旨を発言
- 12月6日 「総合科学技術会議における総理指示等への対応」を公表
 - ・文部科学省において、高度研究支援者の確保などを含む研究環境改革の支援を平成25年度から実施
 - ・厚生労働省と文部科学省において、改正法が全面的に施行される平成25年4月までに、改正法に関する大学等への周知や支援を一層積極的に実施

平成25年

- 4月1日 改正後の労働契約法第18条（無期労働契約への転換）及び第20条（不合理な労働条件の禁止）の施行
- 4月11日 総合科学技術会議有識者懇談会で以下を報告・確認
 - ・「海外の大学・研究機関における教員・研究者の雇用形態に関する調査」の結果について事務局より報告。
 - ・総合科学技術会議として、関係各省と連携し情報を集めながら、引き続き議題としていくことを確認
- 6月7日 「科学技術イノベーション総合戦略」を閣議決定
 - ・「大学等における改正労働契約法の施行等に係る課題の精査及び対応策の検討を速やかに行い、教育研究全体として望ましい状況を創出」することを記述
- 6月14日 「日本再興戦略」を閣議決定
 - ・「労働契約法の若手研究者のキャリア形成に対する影響を懸念する指摘もあることから、研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理の在り方など労働契約法をめぐる課題について関係省が連携して直ちに検討を開始し、1年を目途に可能な限り早急に結論を得て、必要な措置を講ずる」ことを記述

- 9月13日 第114回総合科学技術会議本会議において「平成26年度科学技術イノベーションに適した環境創出のための「重点施策」を決定
- ・「大学等における改正労働契約法の施行等に係る課題の精査及び対応策の検討においては、研究支援人材に関する事項も対象として、現場で混乱などが生じないように検討を進め、早急に結論を得ることが重要である。総合科学技術会議としても、その進捗を促したい」ことを記述
- 9月26日 国立大学協会から文部科学大臣あてに「改正労働契約法に関する要望」を提出
- 10月31日 自民党科学技術・イノベーション戦略調査会で「研究開発力強化法改正法案」を議員立法で今国会に提出することを決定
- ・同改正案のなかで、労働契約法の特例及び任期法の特例を設け、大学等の研究者、教員等について、無期労働契約に転換する期間を5年から10年に延長することを規定
- 12月5日 「研究開発力強化法改正法案」が参議院本会議で可決し、法案が成立。なお、労働契約法の特例に係る規定については、平成26年4月1日から施行予定。